

〔海上保安庁〕

(第五管区海上保安本部)

高知海上保安部

〒780-8010 高知市棧橋通 5-4-55 高知港湾合同庁舎 3階

TEL (088) 832-7113 (FAX 兼用)

(ホームページアドレス) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kochi/>

(注) 郵便番号は令和元年 5 月 27 日から「781-8010」へ変更となります。

宿毛海上保安署

〒788-0013 宿毛市片島 10-60-6 宿毛運輸総合庁舎

TEL (0880) 65-8117 (FAX 兼用)

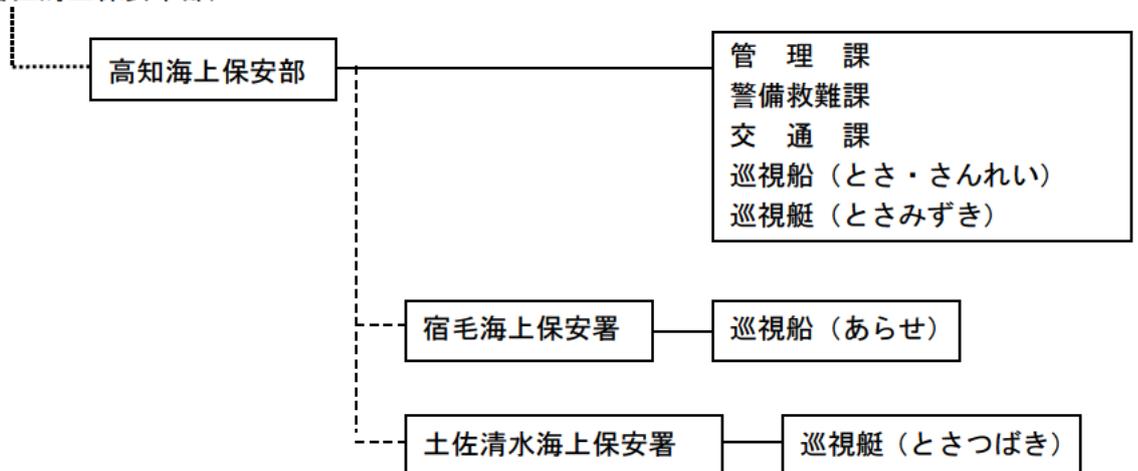
土佐清水海上保安署

〒787-0303 土佐清水市旭町 18-46

TEL (0880) 82-0464 (FAX 兼用)

〔組織〕

(第五管区海上保安本部)



設置根拠	海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条、同第119条
所掌事務	1 法令の海上における励行に関すること 2 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助 3 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関すること 4 海難の調査（運輸安全委員会及び海難審判庁の行うものを除く。） 5 船舶交通の障害の除去 6 海上保安庁以外のもので海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督

	<p>7 旅客または貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督</p> <p>8 航法及び船舶交通に関する信号に関すること</p> <p>9 港則に関すること</p> <p>10 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保</p> <p>11 海洋汚染等及び海上災害の防止</p> <p>12 沿岸水域における巡視警戒</p> <p>13 海上における暴動及び騒乱の鎮圧</p> <p>14 海上における犯人の捜査及び逮捕</p> <p>15 留置業務に関すること</p> <p>16 国際捜査共助に関すること</p> <p>17 (1)～(16)の業務を遂行するために使用する船舶及び通信施設の保守及び運用</p> <p>18 警察行政庁、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡</p> <p>19 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること</p>
管轄区域	<p>高知海上保安部：高知県及びその沿岸水域</p> <p>宿毛海上保安署：宿毛市、大月町、及びその沿岸水域</p> <p>土佐清水海上保安署：四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村及びその沿岸水域</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：第五管区海上保安本部 総務部 総務課</p> <p>TEL (078) 391-6551 (内線 2115)</p> <p>(注) 高知海上保安部及び下部機関に関する情報の開示請求等は、第五管区海上保安本部の上記窓口で受け付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<p>相談・案内の名称：海の相談室</p> <p>対象範囲(内容)等：水温や海流、潮流、潮汐、水深などの海洋の基礎的データ、潮干狩り、ヨット、モーターボートなどの海洋レジャーに必要な情報の提供その他海に関する相談</p> <p>TEL : ① (03) 5500-7155 (海上保安庁海洋情報部「海の相談室」)</p> <p>② (078) 391-1299 (第五管区海上保安本部「海の相談室」)</p> <p>③ 五管区海の相談室 (海に関する質問はこちらへ)</p> <p>E-mail による相談受付：sodan5@jodc.go.jp</p> <p>FAX による相談受付：(078) 332-6307</p> <p>受付日時：①は平日の 10:00～12:00 と 13:00～17:00</p> <p>②は平日の 8:30～17:15</p> <p>③は常時受付</p>